

- 市町村は、特措法により、都道府県行動計画に基づき市町村新型インフルエンザ等対策行動計画を作成する。
- 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画と整合性をとる必要がある。

【市町村行動計画に定めるべき事項】

- ・新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・次に掲げる措置に関する事項
 - 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- 新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、R6年7月に政府行動計画が変更。
県においては、R7年3月に県行動計画を改定。
これを受けて、市町村は、市町村行動計画の変更をR8年7月までに行う必要がある。

市町村行動計画の改定支援について

- 市町村行動計画の改定は、令和8年7月までの改定完了を目途としている。
- 県においては、市町村行動計画の改定支援のため、以下の取組を実施。

- ・「市町村行動計画作成の作成の手引き」や統括庁QAを市町村へ共有。
- ・政府行動計画、手引き、県行動計画の対応を整理した「行動計画対比表」を作成し、市町村へ共有。
- ・市町村行動計画改定の進捗状況について、月1回の照会、情報還元
- ・随時、問い合わせへの対応、県への意見聴取等への対応
- ・市町村説明会の実施

令和7年2月5日 県行動計画案の説明、市町村行動計画の改定について説明

令和7年7月2日 市町村行動計画の改定、行動計画対比表の説明、意見交換

令和7年9月 統括庁中部ブロック会議の情報提供等(予定)

市町村行動計画の改定スケジュール(案)

内容	国の動き	県の動き	市の動き
R6 12月	市町村行動計画作成の手引きの公表、 事務連絡発出(12/26)	市町村へ情報提供	
R7 1月	全国感染症危機管理担当部局長会議 (1/8)		
2月		市町村等担当者説明会(2/5) (市町村行動計画の説明、県計画(案)の確認 依頼)	
3月		県行動計画 改定(3/28) 市町村へ通知(3/31)	
4月～ R8.6 月	都道府県に対し、県内市町村の行動計画 変更のスケジュール及び進捗状況照会 (7月～) 統括庁地域ブロック会議(8/29) 全国感染症危機管理担当部局長会議 (1月)	市町村行動計画改定支援(随時) ・国からの照会、QA共有 ・相談対応 ・県に対する意見聴取への対応 政府・県行動計画対比表の作成・共有(5/19) 市町村担当者説明会(7/2) 市町村に対する進捗状況照会(7月～) 富山県感染症対策連携協議会①(8/19) 市町村担当者説明会(9月) 富山県感染症対策連携協議会②(3月 書面)	各市町村において改定作業 【特措法上必要なプロセス】 ・学識経験者(感染症の専門家等)の 意見聴取 ・他の地方公共団体の長の意見聴取 (他の地方公共団体に関係する事項を 定める場合のみ) ・県への報告 ・議会への報告・公表
R8. 7月			市町村行動計画 策定